



埼玉県報

第 64 号
令和元年(2019年)
12月13日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通指導課）

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 豚コレラの発生時の豚等の移動の禁止の解除に関する告示（畜産安全課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 建築士事務所の監督処分（建築安全課）
- 県道和光志木線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 令和元年12月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等について（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

正誤

- 埼玉県病院事業管理規程第5号中訂正（経営管理課）

規 則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十三号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中「あて先」や「宛先」は「第8条の」や「第8条第1項の」

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条に規定する年金管理者として、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護することを誓約します。

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項に規定する年金管理者として、

また、同条第2項各号に掲げる次の者に該当しないこと及び養育にあたる や 理し、良き理解者として誠意をもって保護養育に当たることとする」

- 1 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行う断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

定する年金管理者となること

次の心身障害者の年金を管

誓約します。 。

に当たつて必要な認知、判

」

第六十二条中「あて先」や「宛先」は「第8条の」や「第8条第3項又は

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条に規定する年金管理者として、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護することを誓約します。

「 私は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第8条に規定する年金管理者として、

また、同条第2項各号に掲げる次の者に該当しないこととなることと同

をもって保護養育にあたり管理し、良き理解者として誠意をもって保護養育に

」 1 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を

断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第1項に規定する年金管理者となるこ

いこと及び上記の心身障害者の年金を

当たることを誓約します。 」。

適正に行うに当たつて必要な認知、判

」

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十七号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8の2中

<p>[各役員関係]</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	を
---	---

別記様式第8の3中

<p>[各役員関係]</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に規定する戸籍の表示(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。)</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	に改める。
---	-------

別記様式第8の3中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第8の6中

<p><input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 誓約書</p> <p><input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚ちょう付)</p>	を
--	---

- 「
- 修了証明書又は認定書
 - 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に規定する戸籍の表示（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。）
 - 診断書
 - 誓約書
 - 写真2枚（うち1枚貼付）
- 」

に

改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

告示

埼玉県告示第七七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

安行ショッピングセンター

埼玉県川口市安行藤八五百六十一番地二外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二五九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三一九平方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設① 午前六時から午後九時五十分

荷さばき施設② 午前六時から午後九時五十分

（変更後）荷さばき施設① 午前六時から午後九時五十分

荷さばき施設② 午前六時から午後九時五十分

荷さばき施設③ 午前六時から午前八時三十分

ハ 変更年月日

令和元年十月三十日外

ニ 届出年月日

令和元年十月二十九日

二 縦覧期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン入間ショッピングセンター

埼玉県入間市大字上藤沢字下原四百六十二番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一―五―一 外 計十七者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一―五―一 外 計二十一者

ハ 変更年月日

令和元年五月二十四日外

ニ 届出年月日

令和元年十一月二十八日

二 縦覧期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール北戸田

埼玉県戸田市美女木東一丁目三の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計六十八者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計五十一者

ハ 変更年月日

令和元年九月一日外

ニ 届出年月日

令和元年十二月一日

二 縦覧期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年八月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前四時から午前六時

ト 届出年月日

令和元年十二月四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年埼玉県告示第六百五十号（豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動を禁止し、又は制限する区域のうち、移動を禁止した区域について次のとおり解除する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止を解除する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止を解除する日

令和元年十二月十五日

三 禁止を解除する区域

令和元年十一月九日に豚コレラの疑似患畜が確認された深谷市内の農場を中心とする半径三キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域

告 示

埼玉県告示第七七七十七号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関
所沢市
- 二 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 三 作業地域
所沢市全域
- 四 作業期間
令和元年十一月二十一日から令和二年二月六日まで

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

令和元年十二月十三日から令和二年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第七七七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により三芳町富士塚土地区画整理組合から富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百八十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 監督処分をした年月日

令和元年十二月九日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名 称	所 在 地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
株式会社狩野 建築設計事務 所	埼玉県さいた ま市中央区六 ―十二―七 A r e n a 新 都心一〇一	狩野 真也	一級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（一）第 一一四四〇 号

三 処分の内容

建築士事務所の閉鎖一月（令和二年三月一日から一月）

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けたため

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>和光志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>朝霞市朝志ヶ丘四丁目一七五番五地 先から同市朝志ヶ丘四丁目一六八番 四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十二月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年八月 十四日付け埼玉県朝 霞県土整備事務所 長告示第十三号およ び平成三十年十月十 二日付け埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第五号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一三六・〇八メ ートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

一 道路の種類 県道

二 路線名 本庄寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	見玉郡美里町大字阿那志字川原二 七六番八地先から同郡同町大字阿 那志字下十条前三三五番地先まで	区 間
一二・五〇 二一・一八	八・五六 一四・四一	敷地の幅員
	二〇〇・八〇	延 長
	自転車歩行者道整備事業	備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十二月六日

指令越建セ第三〇〇〇二五二号

二 検査済証番号

令和元年十二月九日

越建セ第三五二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百三十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上伊草千四百三十番一 ブライトコートⅠ二〇二号室

大山 智弘

告示

埼玉県選管告示第六十四号

令和元年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、七一五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、九六五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六八、九三八人
南第二区 川口市	一四七、二三七人
南第三区 さいたま市西区	二五、四五二人
南第四区 さいたま市北区	四〇、七七一人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、七二七人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、二二七人
南第七区 さいたま市中央区	二八、一六九人
南第八区 さいたま市桜区	二六、五四一人
南第九区 さいたま市浦和区	四四、八四三人
南第十区 さいたま市南区	五一、八六七人

南第十一区	さいたま市緑区	三四、一六四人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四二五人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、〇三六人
南第十四区	桶川市	二一、三一四人
南第十五区	北本市	一九、〇六七人
南第十六区	鴻巣市	三三、四六六人
南第十七区	志木市	二〇、九六四人
南第十八区	新座市	四五、五九五人
南第十九区	蕨市	二〇、〇五七人
南第二十区	戸田市	三六、五六六人
南第二十一区	朝霞市	三八、三五四人
南第二十二区	和光市	二二、七八〇人
西第一区	所沢市	九六、七一三人
西第二区	入間市	四一、五八七人
西第三区	飯能市	二二、七五〇人
西第四区	狭山市	四二、九五八人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、八三七人
西第六区	富士見市	三〇、八四五人
西第七区	川越市	九七、六〇〇人
西第八区	日高市	一五、五九二人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、二〇六人
西第十区	坂戸市	二七、八五九人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五五三人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、四〇五人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、一七五人
北第一区	秩父市	一七、六七六人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、三三二人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、八七四人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、五〇七人
北第五区	熊谷市	五五、四一四人
東第一区	行田市	二二、九二四人
東第二区	羽生市	一五、二五八人
東第三区	加須市	三一、七七六人
東第四区	久喜市	四三、二七二人

東第五区	蓮田市	一七、五八四人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三八三人
東第七区	春日部市	六六、五四一人
東第八区	越谷市	九四、九六九人
東第九区	八潮市	二四、九九二人
東第十区	三郷市	三八、九八一人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、三八六人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八四四人

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和元年十二月十九日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正について

イ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和元年十二月十三日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 29機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	川口県税事務所、東松山県税事務所、越谷県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所
保健医療部	春日部保健所、高等看護学院
農林部	寄居林業事務所
県土整備部	秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所
企業局	行田浄水場、水質管理センター
病院局	がんセンター、小児医療センター
教育局	西部教育事務所、東部教育事務所、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、大宮商業高等学校、小鹿野高等学校、川口東高等学校、草加西高等学校、三郷工業技術高等学校、吉川美南高等学校、秩父特別支援学校
警察本部	新座警察署、小鹿野警察署

(3) 監査実施日

令和元年8月19日～令和元年10月18日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	朝霞西高等学校	平成30年度の「灯油単価契約」について、予定価格が160万円を超えた場合は競争入札により事業者を決定し契約すべきところ、随意契約としたことは不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年十二月十三日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	税務課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に現金領収した納税証紙の売りさばき代金について、収納した当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないところ、複数の売りさばき代金の払込みが、長期にわたり遅延していたことは不適切であった。	再発防止のため、払込みの確認など組織的な管理を徹底することとした。 具体的には、担当者の不在時も含めて財務規則で定められている期間内に払込ができるよう現金取扱手順を定めるとともに、所属内で納税証紙の売りさばきに係る説明会を実施し、適正な証紙の売りさばき・現金取扱の徹底を図った。
県民生活部	共助社会づくり課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「県民活動総合センター駐車場バリアフリー改修工事設計業務委託」及び「同改修工事」に関して、設計業務委託に係る完了検査前の設計図書を使用して、同改修工事の入札公告を行ったことは不適切であった。	契約約款に反することのないよう、内容の確認を担当、決裁権者において徹底した。当該工事に係る工事完了後の検査に当たっては、部内技術職の支援を得て確認検査を行った。 今後、同様な事案では、土木・建築の関係課に技術的助言を求めよう課内に周知徹底するとともに、職員が工事に関する基礎知識等を習得する研修機会の充実を図っていく。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	財政課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度の資金前渡による電話料金の支払のうち3件について、直ちに支払が完了しなかった場合には現金出納簿に整理すべきところ、整理していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。 1 資金前渡について ①支払の都度、複数職員で通帳及び現金出納簿の記入を確認する。 ②精算の都度、通帳の写し及び領収書を貼付することで、確実にする。 2 自己検査について 毎月実施している自己検査は必ず複数職員で実施する。
企画財政部	情報システム課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等に係る契約」及び「住民基本台帳ネットワークシステム業務端末機器等の賃貸借等に係る契約」について、契約期間が複数年にわたらない1年以内であるにもかかわらず、長期継続契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、朝礼において監査結果を職員に周知するとともに、長期継続契約事務の適正な執行について徹底を図った。 また、平成25年3月27日通達入執第1694号の総務部長依命通達に沿って、契約期間が複数年にわたるものかなどの項目を設けた「チェックシート（長期継続契約編）」を新たに作成し、執行伺の際に複数職員によるチェックを徹底することとした。
県民生活部	文化振興課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度の「オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業」補助金について、当初交付決定額の変更を承認するに当たり、支出負担行為の変更を行わなかったことは不適切であった。	再発防止のため、課内職員に監査結果を周知するとともに、補助金事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。 また、今後、交付決定額の変更を承認する際には、支出負担行為の変更を徹底するため、補助金事務フロー図をもとに複数職員によるチェックを行うこととした。

危機管理 防災部	危機管理 課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度の非常勤職員社会保険料支払に関する資金前渡金について、残金がない場合の精算手続を、全ての月において行っていないことは不適切であった。	<p>非常勤職員社会保険料支払の決裁において、資金前渡担当者が0精算であることを支出命令権者に報告し、確認印を受けているかを担当主幹がチェックシートで確認するとともに、決裁ラインに資金前渡担当者も加えチェック体制を強化した。</p> <p>非常勤職員社会保険料支払の決裁ラインの関係者全員で適正な資金前渡実務について勉強会を行った。</p> <p>今後、資金前渡実務研修などに職員を積極的に参加させ再発防止に努めていく。</p>
環境部	水環境課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「異常水質事故対応に係るAI（人工知能）等の先端技術の活用可能性調査業務委託」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	<p>監査実施後の結果の周知とともに、予定価格調書の作成について職場研修を実施した。</p> <p>経理員は総務・騒音・悪臭担当にのみ置いていたが、今年度から全担当に経理員を配置し、それぞれ他の担当の支出負担行為や支出命令を確認する体制に変更した。</p> <p>これにより新たに経理員になった職員は、出納総務課が実施する経理員研修に参加した。</p> <p>「財務に関するチェックシート（歳出編、契約編）」の活用について改めて周知徹底した。</p> <p>また、執行伺いの段階で総務担当に相談すること、さらに不明な点は、出納総務課に相談するよう周知した。</p>

福祉部	障害者支援課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した業務委託契約2件について、委託料の支払を概算払としていたところ、契約終了日までに業務完了検査及び精算手続を行わなかったことは不適切であった。	<p>受託業者に対しては、契約書の定めに基づき、業務完了後遅滞なく実績報告書を提出することを徹底した。</p> <p>また、財務に関するチェックシートを活用し、課内の進行管理の徹底を図ることとした。自己検査のファイルに綴じ込み、自己検査時に主幹が確認するようにし、担当内で進捗状況を管理する体制を作った。</p> <p>さらに、監査の結果及び講じた措置を課内全員に周知し、再発防止を徹底するとともに、財務研修への参加及び課内のフィードバックにより、職員の財務に関する知識の向上を図った。</p>
都市整備部	営繕課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「越谷児童相談所事務室棟新築その他工事設計業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止を図るため、監査結果を職員に周知するとともに、課内の事務処理マニュアルを改定し、担当職員全員に徹底した。</p> <p>マニュアルの改定では、変更契約を含めて再委託が生じた際には、書面による承諾手続を行うよう追記し、さらに受注者からの提出書類チェック表を追加し、事務手続きの適正化を図った。</p>
警察本部	施設課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「通信指令課無停電電源装置賃貸借契約の変更契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ課長が決裁していたことは不適切であった。	<p>変更契約を締結する際は、原契約と変更契約を対比し、変更後の契約金額が決裁区分に合致しているか、決裁ルート複数の職員がチェックリスト等を活用して確認することにより、確実な審査を徹底する。</p> <p>また、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。</p>
警察本部	施設課	令和元年10月4日 (第44号)	平成30年度に締結した「久喜警察署耐震性貯水槽設置工事」について、契約図書では耐震性貯水槽設置の際に掘削した土砂を署外に搬出して処分することとしていたが、土砂の搬出・処分状況を確認せず工事完了検査を合格としたことは不適切であった。	<p>建設発生土を場外処分する場合は、搬出及び処分状況について詳細に記載された書類や写真の提出を業者に徹底させ、監督員、検査員等複数の職員がチェックリスト等により提出書類の確認を行う。</p> <p>また、工事完成検査及び支払時には、決裁権者を含む決裁ルートの職員</p>

				<p>が工事概要を把握の上、必要書類が具備されていることを確認し、契約内容全般の確実な履行確認を徹底する。</p> <p>なお、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。</p>
--	--	--	--	---

正 誤

埼玉県病院事業管理規程第五号（令和元年七月二十六日第二十四号）中訂正

ページ 行
一 前から十二

二 誤

2 正